

総合計画(後期基本計画)策定にかかる諮問・答申の写し

○諮問書の写し

甲斐企第12-1号
平成22年12月1日

甲斐市総合計画審議会
会長 今村正城様

甲斐市長 保坂武

「甲斐市総合計画(後期基本計画)」(案)について(諮問)

本市におきましては、平成18年3月に第1次甲斐市総合計画を策定し、この計画に基づき各種部門計画を定め、積極的に望ましいまちづくりを推進して参りました。

今回、第1次甲斐市総合計画における基本計画の前期目標年次を迎えたことに伴い、今後の社会経済情勢の変化を的確にとらえ、少子高齢化への対応、低炭素社会の実現、地域コミュニティの向上、行政経営の基盤強化など、喫緊の行政課題に対応していく必要があります。

つきましては、第1次甲斐市総合計画の将来像「緑と活力あふれる生活快適都市」の更なる実現に向け、この度基本的な施策の方向について見直し案を作成しましたので、甲斐市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。

○答申書の写し

平成23年2月8日

甲斐市長 保 坂 武 様

甲斐市総合計画審議会
会 長 今 村 正 城

「甲斐市総合計画（後期基本計画）」（案）について（答申）

平成22年12月1日付、甲斐企第12-1号で諮問のありました「甲斐市総合計画（後期基本計画）」（案）について、次のとおり答申いたします。

答 申

本審議会は、市長から諮問のあった甲斐市総合計画（後期基本計画）（案）について、6回にわたり慎重に審議した結果、一部修正を加える中で妥当な計画であると認めます。

なお、審議会における主な意見・要望は別紙のとおりですので、計画の実施にあたっては、十分ご留意されるとともに、甲斐市の将来像である「緑と活力あふれる生活快適都市」の実現を目指して、最大限努力されますよう要望いたします。

総合計画審議会での主な意見・要望

●全体的事項

高い経済成長を背景に、人口増加と各種行政サービスの拡大を目指した自治体運営から、今後は自己決定・自己責任の考え方のもと、より少ない投資での効果の追求や、集中と選択による事務事業の展開による持続可能な自治体経営への転換が、一層求められています。

そのため、市民が真に何を求めているのか、そのニーズを的確に把握し、限られた資源を最大限に活用し、基本構想に掲げられた3本の基本理念「地域の経営」、「市民との協働」、「行政運営の見直し」を継承し、知恵と工夫、新たな発想による後期基本計画の確実な実現を望みます。

また、政策の達成度合いを示す成果指標がそれぞれに掲げられており、事務事業の執行にあたっては、常に目標値達成の意識を持ち、事前・中途・事後における検証を行いながら市民福祉のさらなる向上に努められることを要望します。

●基本政策1 都市機能の充実したまちづくり

良好な景観の保全、都市機能の整備、公共交通の充実や生活道路の整備などは、市民の生活基盤に直結する分野です。都市計画マスタープランをはじめとする部門計画のさらなる推進と併せ、景観条例や道路整備計画の早期制定・策定、棚田や里山の景観保全、及び市民が利用しやすい公共交通体系の構築などを進めてください。

●基本政策2 心豊かで文化のかおるまちづくり

本市の教育推進の基本指針となる創甲斐教育推進大綱の実践には、多くの市民が期待を寄せています。より実効性の高いメニューを研究し、甲斐市で育ち、甲斐市を育てる人づくりを推進してください。

また、生涯学習推進計画やスポーツ推進計画に基づき、各種講座や教室が開催されていますが、創意工夫により参加者の増加を図り、生涯学習及び生涯スポーツの底上げにつなげてください。

図書館事業にあっては、引き続き図書の実に努めてください。文化財展示施設の整備について検討されるとともに、文化財の活用を通じた郷土意識の醸成を図ってください。

また、平成25年に開催される国民文化祭を、市民が文化芸術に触れる好機ととらえ、多くの市民が関わることにより、今後の文化活動の拡大と文化芸術団体の育成を図ってください。

さらに、国際交流については、事業の充実と参加人員の拡大など、甲斐市国際交流協会の組織強化と活性化を図ってください。

●基本政策3 健やかで心ふれあうまちづくり

少子高齢化社会への懸念が叫ばれる中、市民アンケート調査において市の目指すべき姿として最も市民要望が高かった分野です。このため、福祉施策の根幹となる地域福祉計画の早期策定と、住み慣れた地域で安心して暮らしていくための高齢者福祉の推進、障がい者福祉サービスの充実、安心して子育てができる環境づくりなど、施策全般の向上を期待します。

また、幼保一元化を目的とした子ども園制度への対応は、協議・検討体制を構築し、円滑に移行できるよう希望します。

さらに、健康診断の受診率の向上に努め、健康保持に対する市民意識の高揚を図るとともに、今後の国民健康保険制度及び高齢者を対象とした新たな医療保険制度への対応は万全を期してください。

●基本政策4 活気にあふれるまちづくり

地域の活力を支える分野です。資源の連携による観光ルートの創設や、成長が見込まれるサービス産業の振興、事業者への支援対策など、継続的な取り組みを望みます。また、産業間や産学官の連携を調査・研究し、可能性を見出す取り組みを進めてください。

農林業の振興にあっては、継続して施設整備や基盤整備に努めるとともに、農地流動化の促進に取り組み、生産性の向上、担い手の育成に努め、赤坂地区活性化事業をモデル事業に位置づけるとともに、地産地消の拡大を目指す中で、耕作放棄地の抑制を図ってください。

さらに、クラインガルテンに代表される中山間地域の活性化対策の推進を望みます。

●基本政策5 安全で快適に暮らせるまちづくり

市民アンケート調査において、基本政策3に次いで希望が高かった分野です。引き続きハード、ソフト両面の充実による市民の安全確保対策に努めるとともに、双葉地区への消防署分署の早期設置、消防団員確保に向けた取り組み強化を望みます。

緑化の推進については、企業や市民ボランティアによる協働の取り組みを推進してください。

環境の保全とともに、循環型社会の構築を推進し、新たなエネルギーの活用・意識啓発のモデルとして水力の利用も検討してください。

また、負担の格差解消に向けた水道事業の統一については、今後も継続的な取り組みに努めてください。

●基本政策6 住みよさをみんなで築くまちづくり

行政改革大綱への取り組みを継続し、より効率的な自治体経営を望みます。

4月には、増築庁舎での業務が始まり、市役所の組織機構も一新されますが、これまでも増した質の高いサービスの提供に努めてください。

また、自治基本条例を制定し市民との協働のまちづくりの推進を望みます。

●基本政策 その他（全基本政策共通）

地域への誇り、愛着心を強める取り組みとして、市内の歴史資源などの幅広い利活用を検討してください。

●リーディング・プロジェクト

所管課を中心にプロジェクトの具体的内容について調査・検討し、実践を図り、地域の望ましい将来像の実現に努めてください。

総合計画策定にかかる条例及び規程

○甲斐市総合計画審議会条例

平成16年9月1日
条例第26号

(設置)

第1条 甲斐市における総合計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として甲斐市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 地域住民代表
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 識見を有する者
- (4) 一般住民

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 前条の規定による委員のうち役職にあることにより任命された者の任期は、その任期中とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長若干人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位に従い、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 会長は、特に必要があると認めるときは、専門的事項を審議させるため、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で構成し、部会長は、部会委員の互選により選任する。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 部会の会議については、第6条の規定を準用する。

(委 任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年9月1日から施行する。

甲斐市総合計画審議会委員名簿

役職	番号	委員氏名	条例の区分	区 分	備 考	地 区
○	1	天野 七郎	地域住民 代表 (3名)	自治会 連合会	自治会連合会	竜王地区
○	2	山口 正智			自治会連合会	敷島地区
○	3	福岡 直也			自治会連合会	双葉地区
	4	横山 善宏	関係団体の 役職員 (12名)	都市機能	前都市計画審議会	敷島地区
	5	雨宮 正英			地域公共交通活性化協議会	甲府地区
	6	塚原 卓郎		教育文化	PTA連絡協議会	竜王地区
	7	田中 實			体育指導委員協議会	双葉地区
	8	渡邊 明子		福祉保健	民生委員児童委員会	竜王地区
	9	赤岡 千恵			児童館運営委員会	敷島地区
	10	中込 助雄		産業振興	認定農業者	双葉地区
	11	原田 重子			商工会女性部	竜王地区
	12	中村 明雄		安全快適	消防委員会	双葉地区
	13	望月 修			環境審議会	竜王地区
	14	神田 睦興		行政情報	行政改革推進委員会	竜王地区
	15	橘田 照美			甲斐ヒューマンプラン 推進委員会	敷島地区
	16	清水喜美男	学識者	環境省環境カウンセラー	竜王地区	
	17	佐々木邦明		地域公共交通活性化協議会	甲府地区	
◎	18	今村 正城	識見を 有する者 (6名)	前議員	前議会議員	双葉地区
	19	小林 守			前議会議員	敷島地区
	20	田中 陽子		前審議会 委員	前審議会委員	竜王地区
	21	須藤 孝子			前審議会委員	双葉地区
	22	西川 和彦	一般住民 (4名)	一般公募	一般公募	竜王地区
	23	但田 元秀			一般公募	敷島地区
	24	佐野 真人			一般公募	双葉地区
	25	角田 貴子			一般公募	双葉地区

※役職：◎会長 ○副会長

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

教育長	企画部長	総務部長
市民部長	環境経済部長	福祉保健部長
都市建設部長	会計管理者	議会事務局長
教育次長	水道局長	敷島支所長
双葉支所長		

※支所長にあつては職務の級が7級にある者

別紙2 (第6条関係)

部会名	部員名 (◎=代表 ○=副代表)	所 属	ワーキングメンバー
都市機能部会	◎ 都市計画課長	都市計画課	まちづくり推進担当
	○ 建設課長	建設課	建設担当
	企画課長	企画課	企画担当
	総務課長	総務課	総務担当
	農林振興課長	農林振興課	農林総務担当
	下水道課長	下水道課	総務担当
	敷島支所地域課長	敷島支所地域課	建設都市計画担当
	双葉支所地域課長	双葉支所地域課	建設都市計画担当
	水道局業務課長	水道局業務課	総務担当
水道局工務課長	水道局工務課	施設工務担当	
教育文化部会	◎ 教育総務課長	教育総務課	施設担当
	○ 学校教育課長	学校教育課	創甲斐教育推進担当
	企画課長	企画課	総合政策担当
	総務課長	総務課	総務担当
	子育て支援課長	子育て支援課	児童担当
	生涯学習文化課長	生涯学習文化課	生涯学習担当
	スポーツ振興課長	スポーツ振興課	推進担当
	図書館長	図書館	総務担当 (観光担当)
福祉保健部会	◎ 福祉課長	福祉課	福祉総務担当
	○ 健康増進課長	健康増進課	保健指導担当
	企画課長	企画課	総合政策担当
	保険課長	保険課	国民健康保険担当
	子育て支援課長	子育て支援課	児童担当
	高齢福祉課長	高齢福祉課	高齢福祉担当
	竜王支所地域課長	竜王支所地域課	福祉健康担当
双葉支所地域課長	双葉支所地域課	福祉健康担当	
産業振興部会	◎ 農林振興課長	農林振興課	農林総務担当
	○ 商工観光課長	商工観光課	商工労働担当
	企画課長	企画課	総合政策担当
	竜王支所地域課長	竜王支所地域課	地域振興担当
	敷島支所地域課長	敷島支所地域課	地域振興担当
安全快適部会	◎ 防災安全課長	防災安全課	消防防災担当
	○ 環境課長	環境課	環境保全担当・生活環境担当
	企画課長	企画課	企画担当
	総務課長	総務課	管理担当
	農林振興課長	農林振興課	農林土木担当
	都市計画課長	都市計画課	緑化推進担当
	建設課長	建設課	土木総務担当
	下水道課長	下水道課	総務担当
	水道局業務課長	水道局業務課	総務担当
水道局工務課長	水道局工務課	施設工務担当	

部会名	部員名 (◎=代表 ○=副代表)	所 属	ワーキングメンバー
行政情報部会	◎ 総務課長	総務課	総務担当
	○ 企画課長	企画課	企画担当
	秘書広報課長	秘書広報課	広聴広報担当
	財政課長	財政課	財政担当
	人事課長	人事課	人事担当
	市民課長	市民課	市民担当
	敷島支所市民課長	敷島支所市民課	市民担当
	双葉支所市民課長	双葉支所市民課	市民担当
	税務課長	税務課	市民税担当
	収納課長	収納課	管理担当
	保険課長	保険課	国民健康保険担当
		会計課	出納担当
		議会事務局	庶務・議事担当 (観光担当)
その他 (全基本政策共通)			観光担当
			商工労働担当
			農林総務担当
			文化財担当
			総合政策担当

○策定経過

年 月	総合計画審議会・議会	庁内会議	その他
平成21年 6月			市民アンケート調査の実施 (15日～7月3日) ・有効回収数:1,018人 ・有効回収率:50.9% 結果の公表(11月1日)
平成22年 5月	審議会委員の一般公募 (6日～21日) ・9名の募集に対し4名が応募		
7月	第1回総合計画審議会(7日) ・委員委嘱 ・後期基本計画策定方針及び 今後のスケジュールについて	部会部員・ワーキングメンバー合同 会議(22日) ・後期基本計画策定方針について ・作業手順について	
8月		6つの政策別ワーキング 各3～4回(2日～9月2日) ・後期基本計画素案の作成	
10月		第1回部会(9日～14日) ・後期基本計画素案の検討(各部会毎) 第2回部会(27日～11月2日) ・後期基本計画素案の検討(各部会毎)	
11月		第1回本部会議(9日) ・後期基本計画素案の検討	
12月	第2回総合計画審議会(1日) ・諮問 ・報告(これまでの取り組み) ・審議(総論、基本政策1) 第3回総合計画審議会(6日) ・報告(要望事項検討結果) ・審議(基本政策2、3) 議会全員協議会(7日) ・見直し(案)の説明 第4回総合計画審議会(22日) ・報告(要望事項検討結果) ・審議(基本政策4、5(2)まで)		
平成23年 1月	第5回総合計画審議会(12日) ・報告(要望事項検討結果) ・審議(基本政策5、6、その他、 リーディングプロジェクト) 議会全員協議会(19日) ・要望事項等検討結果報告		パブリックコメントの実施 (6日～26日) ・提出意見:0件
2月	第6回総合計画審議会(8日) ・報告(修正項目の確認) ・後期基本計画案の確定 ・答申 議会全員協議会(25日) ・後期基本計画決定の報告	第2回本部会議(24日) ・後期基本計画の決定	